

特例退職被保険者のみなさまへ

保険料納入証明書を1月下旬にお送りします

特例退職被保険者の方には令和4年の健康保険料の納入証明書を令和5年1月下旬にお送りします。納入証明書は、2月16日からの確定申告の際、社会保険料控除を受けるための確認資料としてご利用ください。なお、確定申告のときに当該証明書を添付する必要はありません。

■ 証明期間

令和4年1月から令和4年12月まで納入していただいた分

■ 証明金額

- 令和4年1月から証明書作成時までに入金確認ができた保険料合計額
- 65歳になられた方の介護保険料は、誕生月以降は市町村（東京特別区を含む）から直接徴収されますので、この証明金額には含まれません。

- ★ 任意継続被保険者の方で、健康保険料の納入証明が必要な場合は、令和5年1月下旬以降にお問い合わせください。
- ★ 令和5年度の保険料ならびに保険料納入通知書については、令和5年3月初旬のご案内となります。

医療費控除を申告される方へ

原則として「医療費控除の明細書」の添付が必要です

従来、医療費控除の申告には、医療費等の領収書（原本）を添付することになっていましたが、2017年分の申告からは領収書ではなく明細書の添付が義務付けられています。ただし、領収書については5年間保存し、税務署から求められた場合には提示（または提出）しなければなりません。明細書の作成にあたっては、すこやかサポート Plus の「医療費と給付金支給額」をお役立てください。

また、市販薬の購入費だけを対象とした医療費控除の特例「セルフメディケーション税制」が2017年分からスタートしていますが、この場合も原則、領収書でなく明細書の添付となります。

※医療費控除及びセルフメディケーション税制の詳細、各明細書のダウンロード等は国税庁のHPへ（<https://www.nta.go.jp>）。また、問い合わせ等は最寄りの税務署へお願いいたします。

お急ぎください 家族健診のお申し込みは12月26日までです！

2022年度の家族健診（¥0）のお申し込みはお済みでしょうか？
申込期限は12月26日迄です。

各種がん検診（胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がん ※年齢による）を一緒にご受診いただけます。

健診は定期的に受診することが大切です。コロナ禍で健診を見送っていた方は、特に、今すぐ受診しましょう。



すこやかサポート Plus 内の「家族健診の申し込み」よりお申し込み



予約に関するお問い合わせ先

家族健診ヘルプデスク E-mail : toiawase-kazoku@helpdesk-kenpo.jp

好評 歯ぐきの元気度を知る！ ～歯周病検査のご案内～

今年度の対象者は20歳から39歳の被扶養者です。
対象者には11月14日頃に申込案内をご自宅へお送りしています。
3年に一度の機会をお見逃しなく！

申込締切

11月25日（金）

参加者には
当健保歯科医師推奨の
ケアグッズをプレゼント

もれなく
プレゼント！

● 「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Web でのお問い合わせ」まで